

令和7年度税制改正 所得税の基礎控除等の見直し

令和7年度税制改正において、所得税の基礎控除及び給与所得控除の見直しが行われました。さらに、「特定親族特別控除」が新たに創設されました。

これらの改正は、原則として令和7年12月1日に施行され、令和7年分から適用されます。ただし、令和7年11月までの給与に対する源泉徴収事務は従来通り行い、年末調整において改正後の計算を行うこととなります。



(1)基礎控除の見直し

従来、「合計所得金額 2,400 万円以下は一律 48 万円の控除」でしたが、所得に応じた逡減方式に変更されます。令和7年分及び令和8年分においては、合計所得金額に応じて5段階に区分され、令和9年分以後は、95万円と58万円の2段階となります。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額		
	改正後		改正前
	令和 7・8 年分	令和9年分 以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円		48万円
132万円超 336万円以下(200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円	58万円	
336万円超 489万円以下(475万 1,999 円超 665万 5,556 円以下)	68万円		
489万円超 655万円以下(665万5,556円超 850万円以下)	63万円		
655万円超 2,350万円以下(850万円超 2,545万円以下)	58万円		

注1)特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

注2)合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除に改正はありません。

≪ 出典: 国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について(源泉所得税関係)」 ≫

(2)給与所得控除の見直し

給与収入 190 万円以下の方について、従来の給与所得控除額は55万円でしたが、65万円に引き上げられます。(給与収入190万円超の方は、給与所得控除は変わりません)。

給与収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	その収入金額× 40% - 10万円	
180万円超 190万円以下	その収入金額× 30% + 8万円	

≪ 出典: 国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について(源泉所得税関係)」 ≫

(3) 特定親族特別控除の創設

特定親族がいる居住者は、特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて控除する「特定親族特別控除」の制度が新設されました。

特定親族とは、居住者と生計を一にする、年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く)で、合計所得金額が58万円超123万円以下の親族をいいます。

特定親族特別控除の控除額は次表の通りで、特定親族の合計所得金額に応じて控除額が段階的に逡減する仕組みとなっています。

特定親族の合計所得金額(収入が給与だけの場合の収入金額)		特定親族特別控除額
58万円超	85万円以下(123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超	90万円以下(150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超	95万円以下(155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超	100万円以下(160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超	105万円以下(165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超	110万円以下(170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超	115万円以下(175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超	120万円以下(180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超	123万円以下(185万円超 188万円以下)	3万円

注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

≪出典: 国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について(源泉所得税関係)」≫

(4) 扶養親族等の所得の要件改正

上記の改正により、所得税法上の扶養親族となる所得金額が次の通り、変わりました。

扶養親族等の区分	所得要件 (注1)	
	収入が給与だけの場合の収入金額 (注2)	
	改正前	改正後
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
配偶者特別控除の対象となる 配偶者	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	75万円以下(130万円以下)	85万円以下(150万円以下)

注1) 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。

注2) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

≪出典: 国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について(源泉所得税関係)」≫